

2022年9月28日

## 海外在留邦人等向けワクチン接種事業：小児接種の追加接種（3回目接種）開始

- 10月6日から、5～11歳の海外在留邦人等に対する3回目接種が開始されます。

9月6日、日本国内で5～11歳に対する新型コロナワクチンの3回目接種が開始されたことに伴い、海外在留邦人等向けワクチン接種事業においても、在留邦人等を対象とした5～11歳の小児接種の3回目接種を10月6日（木）から新たに開始します（使用ワクチンは小児用ファイザー。）。また、小児に対する1・2回目接種も引き続き実施します。

接種対象者は、5～11歳の海外在留邦人等であって、小児用ファイザーのワクチンによる2回目の接種から5か月以上が経過した者です。1、2回目接種後、3回目の接種前に12歳の誕生日を迎えた場合は、3回目の接種時の年齢に基づき、12歳以上用のワクチンを接種することになります。

なお、本事業で接種を希望される方は、日本入国時の水際対策として実施している待機措置の状況にも留意しつつ、接種間隔を考慮した渡航計画を立てた上で予約してください。

詳細については、外務省海外安全HP (<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>) に掲載されておりますので、そちらをご確認ください。